事 務 連 絡 平成18年6月9日

都道府県介護保険担当主管課(室)御中

厚生労働省老健局介護保険課 老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護報酬の見直し(経過型介護療養型医療施設の創設)に関しましては、平成18年5月19日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る資料(「介護報酬の算定構造イメージ(平成18年7月見直し版)」)の送付について」(介護制度改革インフォメーションVOL. 105)によりお知らせしていますが、これに伴う「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「国保連合会とのインタフェース」の変更点について、現時点で考えられる事項について整理しましたので送付いたします。

なお、当該資料につきましては、今後、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等 を踏まえ、修正等がなされうるものであることをご承知おき下さい。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

【送付内容】

(資料1) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(案)

(資料2) 「国保連合会とのインタフェース」 (案)

(参考) 「介護報酬の算定構造のイメージ」(平成18年7月見直し版) (変更部分)

<照会先>

(インタフェース関係)

厚生労働省老健局介護保険課

佐藤

103-5253-1111 (内線) 2166

(体制等状況一覧表、算定構造イメージ)

厚生労働省老健局老人保健課 調査係

伊差川

TEL03-5253-1111 (内線) 3960

介護保険事務処理システム等の変更内容(案)

1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の変更点について

- (1) 別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)
 - ○「短期入所療養介護」の施設等の区分にA:病院経過型、B:認知症経過型を 追加する。
 - ○「介護療養型医療施設」の施設等の区分にA:病院経過型、B:認知症経過型 を追加する。
- (2) 別紙1-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(介護予防サービス・ 介護予防支援)
 - ○「介護予防短期入所療養介護」の施設等の区分にA:病院経過型、B:認知症 経過型を追加する。

資料1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)」を参照

2 国保連合会とのインタフェースの変更点について

<都道府県インタフェース>

○「事業所異動連絡票情報(サービス情報)」及び「事業所情報更新結果情報(サービス情報)」、「事業所台帳情報(サービス情報)」の施設等の区分コードの属性を変更する。(数字→英数字)

くコード一覧>

○施設等の区分コードへの平成 18 年 7 月以降の新規区分として、短期入所療養介護(診療所等)、介護療養型医療施設及び介護予防短期入所療養介護(診療所等)に、それぞれA:病院経過型、B:認知症経過型を追加する。

資料2「国保連合会とのインタフェース (案)」を参照

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

		 		-:	 -:	
車業所采品	1 :	 				
事 業 所 畨 号	1 1		1			
7 × /// m · /	1 1					

提供サービス	施設等の区分 人員配置	配分 その	他 該 当 す る 体 制 等	割引
各サービス共通		地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他	-
	1 身体介護	特別地域加算	1 なし 2 あり	
11 訪問介護	2 生活援助	特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	1 なし 2 あり
	3 通院等乗降介助			
12 訪問入浴介護		特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
		特別地域加算	1 なし 2 あり	
10 =1 == == =++	1 訪問看護ステーション	緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
13 訪問看護	2 病院又は診療所	特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
		ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
	1 病院又は診療所		•	
14 訪問リハビリテーション	2 介護老人保健施設			
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
		大規模事業所	1 非該当 2 該当	
		時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
	3 小規模型事業所	個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
5 通所介護	4 通常規模型事業所	入浴介助体制	1 &L 2 &B	
	5 療養通所介護事業所	若年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり	
	- 20/20/20/21/17/19/20/21/21/21	栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士	
		職員の欠員による減算の状況	7 言語聴覚士	
			1 非該当 2 該当	
	1 通常規模の医療機関	時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
6 通所リハビリテーション	2 小規模診療所	入浴介助体制	1 なし 2 あり	
	3 介護老人保健施設	若年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり	
	0 月或七八杯座池成	栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
		本食、ホングンド体的 口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
17 福祉用具貸与		特別地域加算	1 x 0 2 b 9	
/ 個征///天真子		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 &L 2 あり
		校刊製物本仕奉筆 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	' &C 2 809
	1 単独型	職員の欠員による減昇の状況 ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
	2 併設型・空床型	機能訓練指導体制	NDTH 2 NDH	
11 短期入所生活介護	3 単独型ユニット型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
	3 単独型ユーット型 4 併設型・空床型ユニット型	送迎予前 栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
	サ 所政空・至床空ユーツト空	米養官理の評価 緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
		※忌交人仲刊 夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可	
		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
		仮削割粉栄件基準 職員の欠員による減算の状況	基準空 Z 減昇空 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士	
			. +	
	1 人类老人保持长訊	ユニットケア体制 リハピリテ-ション機能強化	1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり	
2 短期入所療養介護	1 介護老人保健施設			
	2 ユニット型介護老人保健施設	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
		認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
		緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	\vee

			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員] /
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可] /
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
	1 病院療養型	2 I型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用] /
	6 ユニット型病院療養型	3 Ⅱ型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	7
	A 病院経過型	4 Ⅲ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士] /
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	7 /
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導] /
			リハピリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他] /
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可] /
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	7 /
23 短期入所療養介護	2 診療所療養型	1 I型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	7 /
	7 ユニット型診療所療養型	2 Ⅱ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	7 /
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	7 /
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導] /
			リハピリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他] /
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	/
		5 I型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	/
	3 認知症疾患型	6 Ⅱ型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	_] /
	8 ユニット型認知症疾患型	7 Ⅲ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士] /
	B 認知症経過型	8 IV型	緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	/
		9 Ⅴ型	リハピリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	」 /
	4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可	_]/
	- 坐十四日的冰川王		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	/
	1 有料老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
33 特定施設入居者生活介護	2 軽費老人ホーム	1 一般型	個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
00 NACABEE (16 8 276) 16	3 養護老人ホーム	2 外部サービ	夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
	4 高齢者専用賃貸住宅	ス利用型			
43 居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり	
			特定事業所加算	1 なし 2 あり	
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可	
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
	1 介護福祉施設		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
51 介護老人福祉施設	2 小規模介護福祉施設		常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
	3 ユニット型介護福祉施設		精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
	4 ユニット型小規模介護福祉施設		障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			看取り介護体制	1 なし 2 あり	
			在宅·入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	_ /
	1 介護保健施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	
52 介護老人保健施設	2 ユニット型介護保健施設		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
	3 小規模介護保健施設		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	_ /
1 1	4 ユニット型小規模介護保健施設		認知症ケア加算	1 なし 2 あり	_ /
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	\vee

			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 4 加算型II 5 減算型	/
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	/
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可] /
	1 病院療養型	2 I型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 4 減算型 II	<u> </u>
	6 ユニット型病院療養型	3 Ⅱ型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	T / I
	A 病院経過型	4 Ⅲ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	7 / 1
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	T / I
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	٦ / ١
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	/
53 介護療養型医療施設			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
55 丌設療養空区療施設			療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	~
	2 診療所型	1 I型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	7 / 1
	7 ユニット型診療所型	2 Ⅱ型	身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	<u> </u>
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	7 / 1
			リハピリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	7/ 1
		5 I型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
	3 認知症疾患型	6 Ⅱ型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	7 / 1
	8 ユニット型認知症疾患型	7 Ⅲ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	7 / 1
	B 認知症経過型	8 IV型	身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	7 / 1
		9 V型	リハピリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	7/ 1

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

車 类 託 采 旦					
サ木川田り					

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	・他 該 当 す る 体 制 等
	各サービス共通			地域区分 1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助		特別地域加算 1 なし 2 あり 特定事業所加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算II
13	訪問看護	3 通院等乗降介助 1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算 1 なし 2 あり
		3 小規模型事業所		職員の欠員による滅算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 大規模事業所 1 非該当 2 該当 時間延長サービス体制 1 対応不可 2 対応可 個別機能訓練体制 1 なし 2 あり
15	通所介護 4 通常規模型事業所			入浴介助体制 1 なし 2 あり 若年性認知症ケア体制 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制 1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (介護予防サービス・介護予防支援)

事業所番号					

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	7	の 他 該 当 す る 体 制 等	割引
	各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他	_
61	个護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
62 :	个護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
		1 訪問看護ステーション		特別地域加算	1 なし 2 あり	
63	个護予防訪問看護	2 病院又は診療所		緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
64	个護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設				
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
65	个護予防通所介護			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
66	个護予防通所リハビリテーション			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
67	个護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
		1 単独型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
24	个護予防短期入所生活介護	2 併設型·空床型		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
24	1 接 7 防 应 册 八 所 主 泊 升 接	3 単独型ユニット型		機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
		4 併設型・空床型ユニット型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士	
25	个護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
20 1	读	2 ユニット型介護老人保健施設		リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	/

			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 I 4 加算型 II 5 減算型	1
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 /
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	1 /
	1 病院療養型	2 I型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ] /
	6 ユニット型病院療養型	3 Ⅱ型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用] / [
	A 病院経過型	4 Ⅲ型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可] /
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士] /
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導] /
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法I 2 理学療法II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他] /
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可] /
26 介護予防短期入所療養介護			療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ] /
20 月度了例应州八月原後月度	2 診療所療養型	1 I型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可] /
	7 ユニット型診療所療養型	2 Ⅱ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士] /
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導] /
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他] /
		5 I型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員] /
	3 認知症疾患型	6 Ⅱ型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可] /
	8 ユニット型認知症疾患型	7 Ⅲ型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可] /
	B 認知症経過型	8 Ⅳ型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士] /
		9 Ⅴ型	リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	」/
	4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可	<u>]</u> /
	+ 奎宁坦口砂原川空		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	/
	1 有料老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
35 介護予防特定施設入居者生活介護	2 軽費老人ホーム	1 一般型	4成長の八兵による成弁の仏儿	「 ′ 5 ○ ~ 1 日以根只 ○ 月以根只	_[
00 川坡 柳村 爬放八店有生冶川設	3 養護老人ホーム	2 外部サービ	個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
	4 高齢者専用賃貸住宅	ス利用型	四,刀寸双,月已,司川市水,745,中寸	1 4 4 4 00 7	

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

車 業 託 釆 早					

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	該当する	体 制 等
	各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1 at 2 at
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり
65	介護予防通所介護			栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

経過型介護療養型医療施設の創設に伴う国保連合会とのインタフェースの変更内容を以下に示す。(網掛け、及び、下線部分が変更点である。)

<<都道府県インタフェース>>

1. 事業所異動連絡票情報(サービス情報)

項番		項目	属性	が小数	内容		頁入力] ^{※1}	備考
		<u> </u>	1-VI-			親	変更	終了	
1	交換	情報識別番号	英数	4	事業所異動連絡票情報 (サービス情報)の識別 番号を設定する	0	0	0	"5213"固定
2	異動	年月日	数字	8	事業所の指定等に関して 取得または変更等が生じ た年月日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する	0	0	0	※ 2
3	異動	区分コード	数字	1	異動区分コードを設定する	0	0	0	※ 3
4	異動	事由	数字	2	事業所情報の異動事由を 設定する	0	0	0	01 (固定値)
5	事業	所番号	数字	1 0	事業所番号を設定する	0	0	0	% 3
6		氏名(カナ)	英数	2 5	管理者氏名をカナ文字で 設定する				
7		氏名 (漢字)	漢字	4 0	管理者氏名を全角文字で 設定する	0			
8	管理者	郵便番号	数字	7	郵便番号を設定する	0			
9		住所(カナ)	英数	7 5	管理者の住所をカナ文字 で設定する				
1 0		住所 (漢字)	漢字	128	管理者の住所を全角文字 で設定する	0			
1 1		名称(カナ)	英数	2 5	事業所名称をカナ文字で 設定する				
1 2		名称(漢字)	漢字	4 0	事業所名称を全角文字で 設定する	0			
1 3	<u>+</u>	郵便番号	数字	7	郵便番号を設定する	0			
1 4	事 業 所	住所 (カナ)	英数	7 5	事業所の住所をカナ文字 で設定する				
1 5		住所(漢字)	漢字	128	事業所の住所を全角文字で設定する	0			
1 6		電話番号	英数	1 2	事業所の電話番号を設定する	0			
1 7		FAX番号	英数	1 2	事業所の FAX 番号を設定 する				
1 8	サー	ビス種類コード	数字	2	サービスの種類を設定する	0	0	0	※ 3
19	指定番号		数字	2	指定番号を"01"~"99"の 範囲で設定する	0	0	0	※ 6
2 0	事業	開始年月日	数字	8	事業開始年月日(西暦年 月日(YYYYMMDD)) を設定 する	0			※2

+= W	-= D	— ли	. * / 1 144	44	必	直入力]*1	/ ++ +⁄
項番	項目	属性	バイト数	内容	親	変更		備考
2 1	事業休止年月日	数字	8	事業休止年月日(西暦年 月日(YYYYMMDD)) を設定 する				※ 2
2 2	事業廃止年月日	数字	8	事業廃止年月日(西暦年 月日(YYYYMMDD)) を設定 する			0	※ 2
2 3	事業再開年月日	数字	8	事業再開年月日(西暦年 月日(YYYYMMDD)) を設定 する				※2
2 4	施設等の区分コード	英数	1	施設等の区分をコードで 設定する				%3 %4
2 5	人員配置区分コード	数字	1	人員配置区分をコードで 設定する				%3 %4
2 6	特別地域加算の有無	数字	1	特別地域加算の有無をコ ードで設定する				1:無し 2:有り ※4
2 7	緊急時訪問看護加算の有 無	数字	1	緊急時訪問看護加算の有 無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
28	特別管理体制	数字	1	特別管理体制の対応をコ ードで設定する				1:対応不可 2:対応可 ※4
2 9	機能訓練指導体制の有無	数字	1	機能訓練指導体制の有無 をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
3 0	食事提供体制の有無	数字	1	食事提供体制の有無をコ ードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※16
3 1	入浴介助体制の有無	数字	1	入浴介助体制の有無をコ ードで設定する				1:無し 2:有り ※4
3 2	特別入浴介助体制の有無	数字	1	特別入浴介助体制の有無 をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※19
3 3	常勤専従医師配置の有無	数字	1	常勤専従医師配置の有無 をコードで設定する				1:無し 2:有り ※4
3 4	医師の配置基準	数字	1	医師の配置基準をコード で設定する				※3 ※4
3 5	精神科医師定期的療養指 導の有無	数字	1	精神科医師定期的療養指 導の有無をコードで設定 する				1:無し 2:有り ※4
3 6	夜間勤務条件基準	数字	1	夜間勤務条件基準をコー ドで設定する				%3 %4
3 7	認知症専門棟の有無	数字	1	認知症専門棟の有無をコ ードで設定する				1:無し 2:有り ※4、※19
3 8	食事提供の状況	数字	1	食事提供の状況をコード で設定する				%3 %4 %16

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力		備考
3 9	送迎体制	数字	1	送迎体制の対応をコード で設定する	19990	11/2	1:対応不可 2:対応可 ※4
4 0	リハビリテーション提供体制(総合リハビリテーション施設)の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制(総合リハビリテーション施設)の有無をコードで設定する			1:無し 2:有り ※4、※9
4 1	リハビリテーション提供体制(理学療法Ⅱ)の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制(理学療法Ⅱ)の有無をコードで設定する			1:無し 2:有り ※4、※9
4 2	リハビリテーション提供体制(理学療法Ⅲ)の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制(理学療法皿)の有無をコードで設定する			1:無し 2:有り ※4、※9
4 3	リハビリテーション提供体制(作業療法Ⅱ)の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制(作業療法Ⅱ)の有無をコードで設定する			1:無し 2:有り ※4、※9
4 4	リハビリテーション提供体制(精神科作業療法)の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制(精神科作業療法)の有無をコードで設定する			1:無し 2:有り ※4
4 5	リハビリテーション提供体制(その他)の有無	数字	1	リハビリテーション提供体制(その他)の有無をコードで 設定する			1:無し 2:有り ※4、※19
4 6	リハビリテーションの加算状況の有無	数字	1	22:短期入所療養介護、 52:介護老人保健施設の リハビリテーションの加算状況の 有無をコードで設定する			1:無し 2:有り ※4、※9
4 7	療養環境基準	数字	1	療養環境基準をコードで 設定する			% 3 % 4
4 8	医師の欠員による減算の 状況の有無	数字	1	医師の欠員による減算の 状況の有無をコードで設 定する			1:無し 2:有り ※4
4 9	看護職員の欠員による減 算の状況の有無	数字	1	看護職員の欠員による減 算の状況の有無をコード で設定する			1:無し 2:有り ※4
5 0	理学療法士の欠員による 減算の状況の有無	数字	1	理学療法士の欠員による 減算の状況の有無をコー ドで設定する			1:無し 2:有り ※4
5 1	作業療法士の欠員による 減算の状況の有無	数字	1	作業療法士の欠員による 減算の状況の有無をコー ドで設定する			1:無し 2:有り ※4
5 2	介護職員の欠員による減 算の状況の有無	数字	1	介護職員の欠員による減 算の状況の有無をコード で設定する			1:無し 2:有り ※4
5 3	介護支援専門員の欠員に よる減算の状況の有無	数字	1	介護支援専門員の欠員に よる減算の状況の有無を コードで設定する			1:無し 2:有り ※4
5 4	介護従業者の欠員による 減算の状況の有無	数字	1	介護従業者の欠員による 減算の状況の有無をコー ドで設定する			1:無し 2:有り ※4
5 5	感染対策指導管理の有無	数字	1	感染対策指導管理の有無 をコードで設定する			1:無し 2:有り ※4、※9

項番		項目	属性	バイト数	内容	必須入 親 剱	 備考
5 6	重症	皮膚潰瘍指導管理の	数字	1	重症皮膚潰瘍指導管理の 有無をコードで設定する	19990	 1:無し 2:有り ※4
5 7	薬剤ゲ	管理指導の有無	数字	1	薬剤管理指導の有無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4
5 8	障害無	者生活支援体制の有	数字	1	障害者生活支援体制の有 無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4
5 9	生活作	保護法による指定の	数字	1	生活保護法第 54 条の 2 による介護機関の指定等 の有無を設定する		1:指定無し 2:指定有り ※4
60	地域	区分コード	数字	1	厚生労働省の定める事業 所が所在する地域に該当 する区分をコードで設定 する	0	 % 3
6 1	基準	登録保険者番号	数字	6	基準該当事業所、又は、 地域密着型事業所を登録 した保険者の番号を設定 する		%7 %20
6 2	基準該当・地	受領委任の有無	数字	1	受領委任の有無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※21
6 3	地域密着型	登録開始年月日	数字	8	登録開始年月日(西暦年 月日(YYYYMMDD)) を設定 する		※2 ※21
6 4	<u> </u>	登録終了年月日	数字	8	登録終了年月日(西暦年 月日(YYYYMMDD)) を設定 する		※2 ※21
6 5	時間	延長サービス体制	数字	1	時間延長サービス体制を コードで設定する		%3 %4、%8
6 6	個別!	リハビリテーション提供体制	数字	1	個別リハビリテーション提供体制 をコードで設定する		%3、%4、 %8、%19
6 7	居住	費対策	数字	1	居住費対策の対応をコー ドで設定する		1:対応不可 2:対応可 ※4、※8、 ※16
68	夜間 [,]	ケアの有無	数字	1	夜間ケアの有無をコード で設定する		1:無し 2:有り ※4、※8、 ※19
6 9	リハヒ゛! 無	リテーション機能強化の有	数字	1	リハビリテーションの機能強化の 有無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※10
7 0		リハビリテーション提供体制 合リハビリテーション施設) 無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制 (総合リハビリテーション施設) の有無をコードで設定す る		1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
7 1		リハビリテーション提供体制 学療法Ⅱ)の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制 (理学療法Ⅱ)の有無を コードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力 ^{※1} 親 変 終	備考
7 2	個別リハビリテーション提供体制 (理学療法Ⅲ)の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制 (理学療法Ⅲ)の有無を コードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
7 3	個別リハビリテーション提供体制 (作業療法Ⅱ)の有無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制 (作業療法Ⅱ)の有無を コードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
7 4	個別リハビリテーション提供体制 (言語聴覚療法 I)の有 無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制 (言語聴覚療法 I)の有 無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
7 5	個別リハビリテーション提供体制 (言語聴覚療法Ⅱ)の有 無	数字	1	個別リハビリテーション提供体制 (言語聴覚療法Ⅱ)の有 無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※10、 ※19
7 6	言語聴覚士の欠員による 減算の状況の有無	数字	1	言語聴覚士の欠員による 減算の状況の有無をコー ドで設定する		1:無し 2:有り ※4、※8
7 7	栄養管理の評価	数字	1	栄養管理の評価をコード で設定する		%4 , % 17
7 8	社会福祉法人軽減事業実 施の有無	数字	1	社会福祉法人軽減事業実 施の有無をコードで設定 する		1:無し 2:有り ※4、※17
7 9	特定事業所加算(訪問介 護)の有無	数字	1	特定事業所加算(訪問介護)の有無をコードで設 定する		1:無し 2:加算 I 3:加算 I 4:加算 II ※4、※18
8 0	若年性認知症ケア体制の 有無	数字	1	若年性認知症ケア体制の 有無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※18
8 1	運動器機能向上体制の有 無	数字	1	運動器機能向上体制の有 無をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※18
8 2	栄養マネジメント(改善) 体制の有無	数字	1	栄養マネジメント(改善) 体制の有無をコードで設 定する		1:無し 2:有り ※4、※18
8 3	口腔機能向上体制の有無	数字	1	ロ腔機能向上体制の有無 をコードで設定する		1:無し 2:有り ※4、※18
8 4	事業所評価加算(申出) の有無	数字	1	事業所評価加算(申出) の有無をコードで設定す る		1:無し 2:有り ※4、※18
8 5	事業所評価加算(決定) の有無	数字	1	事業所評価加算(決定) の有無をコードで設定す る		1:無し 2:有り ※4、※18
8 6	緊急受入体制の有無	数字	1	緊急受入体制の有無をコ ードで設定する		1:対応不可 2:対応可 ※4、※18
8 7	夜間看護体制の有無	数字	1	夜間看護体制の有無をコードで設定する		1:対応不可 2:対応可 ※4、※18

項番	項目	属性	が小数	内容		頁入力		備考
ス田	7, I	周江		-	親	変更	終了	
8 8	特定事業所加算(居宅介	数字	1	特定事業所加算(居宅介 護支援)の有無をコード				1:無し 2:有り
	護支援)の有無	双丁	'	で設定する				×4,×18
	介護支援専門員数(専従	*		介護支援専門員数(専従				※ 11
8 9	の常勤者)	数字	3	の常勤者)を設定する				※ 12
9 0	介護支援専門員数(専従	数字	3	介護支援専門員数(専従				※ 11
30	の非常勤者)	双丁	0	の非常勤者)を設定する				※ 12
9 1	介護支援専門員数(兼務	数字	3	介護支援専門員数(兼務				※ 11
<u> </u>	の常勤者)	× 1		の常勤者)を設定する				※ 12
9 2	介護支援専門員数(兼務	数字	3	介護支援専門員数(兼務				% 11
	の非常勤者)	<i>x</i> .		の非常勤者)を設定する				% 12
9 3	訪問介護サービス提供責	数字	3	訪問介護サービス提供責任者数を設定する				※ 11
	任者数							% 13
9 4	訪問介護員数(専従の常	数字	3	訪問介護員数(専従の常 勤者)を設定する				※11 ※13
	勤者)							
9 5	訪問介護員数(専従の非 常勤者)	数字	3	訪問介護員数(専従の非 常勤者)を設定する				※11 ※13
								×11
9 6	訪問介護員数 (兼務の常 勤者)	数字	3	訪問介護員数(兼務の常 勤者)を設定する				* 1 1 * 1 3
				訪問介護員数(兼務の非				<u> </u>
9 7	訪問介護員数 (兼務の非 常勤者)	数字	3	訪問が護貝数(兼務の非 常勤者)を設定する				×13
								※ 11
98	お問介護員数(常勤換算	数字	4	お問介護員数(常勤換算				×13
	後の人数)			後の人数)を設定する				※ 14
9 9	利用定員数	数字	5	利用定員数を設定する				※ 11
9 9	们用足具数	双丁	3					※ 15
400		Net -	_	指定有効開始年月日(西				※ 2
100	指定有効開始年月日 	数字	8	暦年月日(YYYYMMDD))を 設定する				※ 18
				_{設足} りる 指定有効終了年月日(西				※ 2
101	 指定有効終了年月日	数字	8	暦年月日(YYYYMMDD))を				<i></i>
				設定する				
				指定更新申請中区分をコ				1:無し
102	指定更新申請中区分	数字	1	一ドで設定する				2:有り
								※18 ※2
103	│ │ 効力停止開始年月日	数字	8	対力停止開始年月日(西暦年月日(内暦年月日(YYYYMMDD))を				※2 ※18
100	がわけ上河が十八日	жT		設定する				<i>∧</i> 1 0
				効力停止終了年月日(西				※ 2
104	効力停止終了年月日	数字	8	暦年月日(YYYYMMDD))を				※ 18
				設定する				4 . JL=1 · 1 ·
105	 大規模事業所該当の有無	数字	1	大規模事業所該当の有無をコードで設定する				1:非該当 2:該当
100	八州沃尹未川政ヨの有無 	奴士	'	でコートで放化する				∠·該ヨ ※4、※18
	*# 			<u></u> 準ユニットケア体制の有				1:対応不可
106	準ユニットケア体制の有 無	数字	1	無をコードで設定する				2:対応可
	////							%4 , % 18
107	手	₩ L -		重度化対応体制の有無を				1:対応不可
107	重度化対応体制の有無	数字	1	コードで設定する				2:対応可
								%4 , % 18

		7							
項番	項目	属性	バイト数	内容	親	変更	終了	備考	
				医療連携体制の有無をコ				1:対応不可	
108	医療連携体制の有無	数字	1	ードで設定する				2:対応可	
								%4 , % 18	
				ユニットケア体制の有無				1:対応不可	
109	ユニットケア体制の有無	数字	1	をコードで設定する				2:対応可	
								%4 , % 18	
	在宅・入所相互利用体制			在宅・入所相互利用体制				1:対応不可	
110	の有無	数字	1	の有無をコードで設定す				2:対応可	
	03 H /III			る				%4 , % 18	
	ターミナルケア体制(看			ターミナルケア体制(看				1:無し	
111	取り介護体制)の有無	数字	1	取り看護体制)の有無を				2∶有り	
	TO STREET BY STIME			コードで設定する				%4 , % 18	
				身体拘束廃止取組の有無				1:無し	
112	身体拘束廃止取組の有無	数字	1	をコードで設定する				2:有り	
								×4、×18	
440	小規模拠点集合体制の有	344. 		小規模拠点集合体制の有				1:無し	
113	無	数字	1	無をコードで設定する				2∶有り	
				360点上司由签《七册七				×4、×18	
114	割切点とマカ質の方無	** 🖶	4	認知症ケア加算の有無を				1:無し 2:有り	
114	認知症ケア加算の有無	数字	1	コードで設定する					
								※4、※18 1:無し	
115	 個別機能訓練体制の有無	数字	1	個別機能訓練体制の有無				」:無し 2:有り	
113	個別機能訓練体制の有無	致于	'	をコードで設定する				2.有り ※4、※18	
				┃ ┃ 個別リハビリテーション提供体制				1:無し	
116	個別リハビリテーション提供体制	数字	1	個別がに分りがに民体的 (理学療法 I)の有無を				1.無し 2:有り	
'''	(理学療法Ⅰ)の有無	致丁	'	コードで設定する				×4,×18	
				個別リハビリテーション提供体制				1:無し	
117	個別リハビリテーション提供体制	数字	1	(理学療法Ⅱ)の有無を				2:有り	
	(理学療法Ⅱ)の有無	<i>x</i> .		コードで設定する				×4、×18	
				個別リハビリテーション提供体制				1:無し	
118	個別リハビリテーション提供体制	数字	1					2:有り	
	(作業療法)の有無			ードで設定する				%4 , % 18	
	/DD:011.1.*11- > > +B/44.4-4-1			個別リハビリテーション提供体制				1:無し	
119	個別リハビリテーション提供体制	数字	1	(言語聴覚療法)の有無				2:有り	
	(言語聴覚療法)の有無			をコードで設定する				%4 , % 18	
	個別リハビリテーション提供体制			個別リハビリテーション提供体制				1:無し	
120	値別クハピソテーション旋供体制 (その他)の有無	数字	1	(その他)の有無をコー				2:有り	
	((の心)の有無			ドで設定する				% 4, % 18	
				予備37をコードで設定				1:無し	
121	予備37	数字	1	する				2:有り	
								%4 , % 18	
		414-		予備38をコードで設定				1:無し	
122	予備38	数字	1	する				2:有り	
				-				%4 , % 18	
4.5.5		Nu -		予備39をコードで設定				1:無し	
123	予備39	数字	1	する				2:有り	
				マ供するナーニュー				×4、×18	
104	文供40	*	_	予備40をコードで設定				1:無し 2: 左 ロ	
124	予備40	数字	1	する				2:有り	
<u></u>								%4 , % 18	

※1: 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。(〇:必須)

- ※2: 「インタフェース仕様書 共通編(P.42) 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。
- ※3: 「インタフェース仕様書 共通編(P.31) 1.4 コードー覧」参照。
- ※4: サービス種類等により体制の無い加算については"O"または"NULL"を設定する。
- ※5: 欠番
- ※6: 同一事業所番号、同一サービス種類において複数の登録内容がある以下に掲げる場合<u>等</u>には、登録内容ごとに「01」~「99」までのそれぞれ一意となる番号を指定して登録する。 訪問介護で複数の類型のサービス提供を行う場合

異動年月日が平成18年3月31日以前の通所介護で一般型と認知症型の両方の単位を 有する場合

介護老人福祉施設で従来型と居住福祉型が 1 つの施設内に混在する場合 介護療養型医療施設等で病棟により体制等状況が異なる場合

- ※7: 当該サービスに係わる事業所を登録した市町村のコードを設定する。
- ※8: 処理年月が平成 15 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 15 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 15 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行なう。
- ※9: 異動年月日が平成 15 年 3 月 31 日以前の場合、設定可とし平成 15 年 4 月 1 日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※10: 異動年月日が平成 15 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要(省略可能)とする。 設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。
- ※11: 処理年月が平成 16 年 2 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 16 年 1 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、平成 15 年介護報酬改定用のインタフェースとする。 設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 15 年 12 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行なう。
- ※12: 事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが"43:居宅支援"の場合に設定する。その他のサービス種類コードでは設定不可とする。
- ※13: 事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが"11:訪問介護"、"61:介護予防訪問介護" の場合に設定する。その他のサービス種類コードでは設定不可とする。
- ※14: 「インタフェース仕様書 共通編(P.42) 1.5 留意事項:「訪問介護員数(常勤換算後の人数)」欄」参照。
- ※15: 事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが"21: 短期生活"、"22: 短期老健"、"23: 短期医療"、"32: 認知症型"、"33: 特定施設"、"51: 福祉施設"、"52: 老健施設"、"53: 医療施設"、"24:予防短期生活"、"25:予防短期老健"、"26:予防短期医療"、"35:予防特定施設"、"36:地域密着特定施設"、"54:地域密着福祉施設"、"37:予防認知症型"、"38:認知症型短期利用"、"39:予防認知症型短期利用"の場合に設定する。その他のサービス種類コードでは設定不可とする。
- ※16: 異動年月日が平成 17 年 9 月 30 日以前の場合、設定可とし、平成 17 年 10 月 1 日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※17: 処理年月が平成 17年 11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 17年 10月以

前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行なう。

- ※18: 処理年月が平成 18 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 18 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 18 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行なう。
- ※19: 異動年月日が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合、設定可とし、平成 18 年 4 月 1 日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。
- ※20: 保険者番号(広域連合、政令市の場合は、広域連合又は政令市の保険者番号)を設定する。
- ※21: 地域密着型サービスの場合、設定不可。

2. コード一覧(抜粋)

項番	コード名称	属性	バイ ト数			内容	\$				
4 1	施設等の区分コード	英数	1				内容				
				サービス 種類	平成 15 年 3 月 以前	平成 15 年 4 月 以降	平成 17 年 10 月 以降	平成 18 年 4 月 以降	平成 18 年 7 月 以降		
				訪問介護 ※1		1:身体介 2:生活扱	護]			
				訪問看護		i護ステー たは診療					
				訪問リハビリ			ことは診療				
				テーション※ 1		2.介護を	人保健施		山重業所		
				通所介護	3:小規模型事業 1:単独型 4:通常規模型事 2:併設型 5:療養通所介護 所						
				通所リハビリ	2:小規模						
				, , , , ,	3:介護者	6人保健施 1: 単 独	i設 1∶単独型				
				短期入所生活介護	2: 併設 型·空床 型	型2:型型3:型模単※4:型型模単併空 単小生位1 併空小生位設床 独規活型 設床規活型	2:併設型 3:単独型				
				短期入所療養介護 (老健)							

項番	コード名称	属性	バイ ト数			内容	F		
				短療(等)入護所	1: 療 2: 所型 3: 症型 4: 適療 5: 力型病養診療 認疾 基合所介強 %病型 療養 知患 準診型 護化 2	1: 療 2: 所型 3: 症型 4: 適療病養診療 認疾 基合所病養診療 知患 準診型	型 6:ユニッ 療養型※ 7:ユニ教 所療養型	療 疾 合	1:療2:所型3:症型4:適療 6:ッ病養 6.7.ッ診療※8:ッ認疾※4:経8:症型病養診療 認疾 基合所 ユト院型 ユト療養 6.ユト知患 6.病過認経院型 療養 知患 準診型 ニ型療※ ニ型所型 ニ型症型 院 知過院
				特定施設 入居者生 活介護		が人ホーム		ム	

項番	コード名称	属性	バイ ト数			内容	7	
				介護 老人福祉施設	1: 福設 2: 模福設介祉 小介祉 想護施 規護施	福祉施 設 2: 小規	3:ュニッ ※1	介護福祉施設 ト型介護福祉施設 ト型小規模介護福
				介護 老人保健施設			1: 老健※2:ッ介人施※介人施6ユト護保設 6	1:介護保健施設※ 6 2:ユニット型介護保健施設。 7: 2:ユニット型介護保健 2: 1: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2:

項番	コード名称	属性	バイ				<u> </u>	
- X H	— 1 Hillian	ᄱᄭ	卜数		. <u>+</u> ++			14. 4
					1:型:所3:症型4:力型療 診型認疾 介強※ 養 療 知患 護化2	1:型2:所3:症型 療 診型認疾 類 知患	1:病院療養型 2:診療所型 3:認知症疾患型	1:療2:所 3:症型 認疾 知患
				介護療養 型医療施 設			6:ユニット型病院 療養型※6 7:ユニット型診療 所型※6	6: ツ病養 6 ユト院型 ユト コト
							8:ユニット型認知 症疾患型※6	↑診型8ツ認疾※A毎に症型-療※ユト知患6病過認経至所。二型症型 院型知過
				以下は平成1	8 年 4 月以	人降設定	平成 18 年 7 月	以降
				介護予防訪 問看護		i護ステー にたは診療		
				介護予防訪 問リハビリテー ション		ミたは診療 8人保健施		
				介護予防短 期入所生活 介護 介護予防短 期入所療養	3:単独型 4:併設型	型・空床型 型ユニット	·型 !ユニット型	
				朔人所療食 介護(老健)	2:ユニッ	/ト型介護	老人保健施設	
				介護予防短 期入所療養 介護(診療 所等)	6:ユニ、 養型 7:ユニ、 療養型	f療養型	 6: ユニット 養型 7: ユニット 療養型	養型 想型 多療所型 型病院療 型診療所 型診療所

項番	コード名称	属性	バイ ト数		内容
				介護予防特 定施設入居 者生活介護	1:有料老人ホーム 2:軽費老人ホーム 3:養護老人ホーム 4:高齢者専用賃貸住宅
				夜間対応型 訪問介護	1: I 型 2: I 型
				認知症対応 型通所介護	1:単独型 2:併設型 3:グループホーム等活用型
				地域密着型 特定施設入 居者介護	1:有料老人ホーム 2:軽費老人ホーム 3:養護老人ホーム 4:高齢者専用賃貸住宅
				地域密着型 介護老人福 祉施設	1:地域密着型介護福祉施設 2:サテライト介護福祉施設 3:ユニット型地域密着型介護福祉施設 4:ユニット型サテライト型地域密着型介護福祉施設
				介護予防認 知症対応型 通所介護	1:単独型 2:併設型 3:グループホーム等活用型

介護報酬の算定構造のイメージ

介護サービス

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
- ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
- ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護福祉施設サービス
 - 2 介護保健施設サービス
 - 3 介護療養施設サービス
- イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
- ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

							注			注	注	注	注	注
		基本音	部分	夜勤を行う職 員の勤務条 件基準を満 たさない場合	利用者の数 及び数の 者の数の合院 計数がの定員 を超える場合	看護・介護職 員の負数が 基準に満た ない場合 又は	看護師が基本 準に定められ た看護額員 の員数に 20/100を乗 以じて得た数未 は満の場合	解地の医師確保計されて、 を開出たもので、基準に医師で、医師に定められた定師の数にで、 の月数にでのがです。 のがはできるのでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののできままままままままままままままままままままままままままままままままままま	解地の医師確保出たもの以のの医動を届出たもの以のの文を基準に、医薬の員の別ののののののののののののののののでは、一般	常勤のユニットリーターをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置 について医療 法施行規則 第49条の規 定が適用され ている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
	(一)病院療養病床短費(I) 新入所獲費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床 短期入所療養 證費(i) <從来型個室> b.病院療養病床 短期入所療養介 護費(ii) <多床室>	要介護3 (1,049 単位) 要介護4 (1,150 単位) 要介護5 (1,241 単位) 経過的要介護 (618 単位) 要介護1 (832 単位)											
(1) 病院病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病	(二) 病院 療養病床短 期入所療養	a.病院療養病床 短期入所療養介 護費(i) 〈优来型個室〉	経過的要介護 (498 単位) 要介護1 (641 単位)											
療養介護 費 (1日につ き)	介護費(II) 看護<6:1> 介護<5:1>	b.病院療養病床 短期入所療養介 護費(ii) 〈多床室〉	経過的要介護 (582 単位) 要介護! (772 単位) 要介護2 (881 単位) 要介護3 (1,041 単位) 要介護4 (1,197 単位) 要介護5 (1,239 単位)											
	(三)病院 療養病床短 期入所療養 介護費(Ⅲ)	a.病院療養病床 短期入所療養介 護費(i) <従来型個室>	要介護3 (873 単位) 要介護4 (1,030 単位) 要介護5 (1,071 単位)								病院療養病床 療養環境減算 (I) -25単位 病院療養病床		夜間勤務等看 護(I) +23単位 夜間勤務等看	
	が設賃(皿) 看護⟨6:1⟩ 介護⟨6:1⟩	b.病院療養病床 短期入所療養介 護費(ii) 〈多床室〉	要介護2 (853 単位) 要介護3 (1,004 単位) 要介護4 (1,161 単位) 要介護5 (1,202 単位)	-25単位	×70/100			-12単位			療養環境減算 (Ⅱ) -85単位 病院療養病床 療養環境減算 (-115単位	-12単位	後(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +7単位	片道につき +184単位
(2) 病院 療養病床 経過型短 期入所療	(一)病院療 期入所療養: <従来型個室		経過的要介護 (○○ 単位) 要介護! (○○ 単位) 要介護2 (○○ 単位) 要介護3 (○○ 単位) 要介護4 (○○ 単位) 要介護5 (○○ 単位) を介護5 (○○ 単位) を発過的要介護 (○○ 単位)											
養介護費 (1日につ き)	(二)病院療期入所療養: (多床室)	聚養病床経過型短 介護費(Ⅱ)	亜人雑1 (○○ 単仕)			×70/100	×90/100		×90/100					
(3) ユ ニツル養期 発 原 療 療 条 が 条 が 条 が 条 が 条 が 条 が 条 が 条 が た 条 が た 系 条 の た の た の を の を の を の を の を の を の を の を		ト型病院療養病 療養介護費(Ⅰ) 国室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護6 (1,375 単位) 経過的要介護 (625 単位)							×97/100				
護費 (1日につ き) (4) 特定線	床短期入所:	ト型病院療養病 療養介護費(Ⅱ) 生個室〉 短期入所療養介	要介護1 (835 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護4 (1,375 単位)											
(1日につき))	養士配置加算	· (760 単位)	<u> </u>]				
管理体制 加算	(二) 栄養士	(1日につき 1 :配置加算	2単位を加算) 0単位を加算)											
(6) 療養負	主加算		5 23単位を加算)											

加算		
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)
(6)	療養的	食加算 (1日につき 23単位を加算)
(7)	緊急知	豆期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)
(8)	特定語	

: 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

									注			_		注	注
	基本部分					入計定又は	者護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	又は	者護師が基準に定められた者護職員 の員数に20/100 を乗じて得た数末 満の場合	又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、 医師の数が基準に 定められた医師の 負数に60/100を 異数に移た数末満 である場合	又は	僻地の医師確保計 画を届出たもの以 外で、医師のられた 基準に定師のられた 医師の員数に 60/100を乗じて得 た数未満である場 合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等 ユニットアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
	大学病	(一) 認知 症疾患型短 期入所療養	a級知症疾患型短期入 所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (833 単位) 要介護 (1,035 単位) 要介護2 (1,102 単位) 要介護3 (1,169 単位) 要介護4 (1,237 単位) 要介護5 (1,304 単位)			×70/100		×90/100				×90/100		
	病院	介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型短期入 所療養介護費(ii) 〈多床室〉	経通的要介護 (944 単位) 要介護1 (1,146 単位) 要介護2 (1,213 単位) 要介護3 (1,280 単位) 要介護4 (1,348 単位) 要介護5 (1,415 単位)			×707100		×907 100				×90/ 100		
		(二)認知 症疾患型短 期入所療養	a.認知症疾患型短期入 所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (766 単位) 要介護1 (977 単位) 要介護2 (1,048 単位) 要介護3 (1,118 単位) 要介護4 (1,189 単位) 要介護5 (1,259 単位)											
		介護費(II) 看護(4:1) 介護(4:1)	b.認知症疾患型短期入 所療養介護費(ii) 〈多床室〉	経過的要介護 (850 単位) 要介護1 (1,108 単位) 要介護2 (1,179 単位) 要介護3 (1,249 単位) 要介護4 (1,320 単位) 要介護5 (1,390 単位)											
(1) 認知症 疾患型短期 入所療養介		(三) 認知 症疾患療 別入接曹(Ⅲ)	a.級知症疾患型短期入 所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要分類 (743 单位) 聚介護1 (948 単位) 要介護2 (1,017 単位) 要介護3 (1,085 単位) 要介護4 (1,154 単位) 要介護4 (1,122 単位) 経過的要介護 (327 単位)											
護費 (1日につき)	一般病	看護(4:1) 介護(5:1)	b.認知症疾患型短期入 所療養介護費(ii) 〈多床室〉	で回的安川線				ı	Г	1					
	棟	(四) 認知 症疾患型短 期入所療養 介護費(IV)	a 認知症疾患型短期入 所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護2 (932 単位) 要介護2 (999 単位) 要介護3 (1,066 単位) 要介護4 (1,134 単位) 整介護6 (1,201 単位) 結過的要介護 (314 単位)											
		看護(4:1) 介護(6:1)	b.認知症疾患型短期入 所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1,063 単位) 要介護2 (1,130 単位) 要介護3 (1,197 単位) 要介護4 (1,265 単位) 要介護4 (1,265 単位) 要介護6 (68 単位) (668 単位)	70 (400						12単位				片道につき
		(五) 認知 症疾患型短 期入所療養 介護費(V)	a.認知症疾患型短期入 所療養介護費(i) <從来型個室>	要介護1 (870 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,004 単位) 要介護4 (1,072 単位) 要介護5 (1,139 単位) 经通的要介護 (779 単位)	×70/100										+184単位
		轻過措置型	b.認知症疾患型短期入 所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (981 単位) 要介護2 (1,048 単位) 要介護3 (1,115 単位) 要介護4 (1,183 単位) 要介護4 (1,250 単位) を介護5 (1,250 単位) 経過的要介護 (○○ 単位)											
(2) 認知症 疾患型経期入所 療養介護費	介語	(一) 超知症疾患型経過型短期入所療養 労(整) (○○ 単位) (従来室傷室) (○○ 単位) 要介盤 (○○ 単位) 要介盤 (○○ 単位) 要介据4 (○○ 単位) (○ 単位) (○ 単位)					w70 (100		woo (400						
(1日につき)	介護)認知症疾患5 要費(Ⅱ) 床室>	经通型短期入所療養	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位) を介護5 (〇〇 単位) 経過的要介護 (946 単位)			×70/100		×90/100				×90/100		
	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	aユニット型認知症疾 患型短期入所療養介 護費(i) 〈ユニット型個室〉	東介護1 (1,149 単位) 東介護2 (1,216 単位) 東介護3 (1,283 単位) 東介護4 (1,351 単位) 東介護5 (1,418 単位) 経過的要介護 (946 単位)											
(3) ユニット 型認知症疾 患型短期入 所療養介護 費			b.ユニット型認知症疾 患型短期入所療養介 接費(ii) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (1,149単位) 要介護2 (1,216単位) 要介護3 (1,283単位) 要介護4 (1,351単位) 要介護5 (1,418単位) 経通的要介護 (857単位) を発酵 (857単位)										×97/100	
(1日につき)	一般病棟	(二) ユニット型認知 疾患型 疾患期 養介護 (Ⅱ)	aユニット型 認知症疾 患型短期入所療養介 該費(i) <ユニット型個室>	宏小族: (1,111 年位) 秦介撰3 (1,252 单位) 秦介撰4 (1,323 单位) 秦介撰5 (1,393 单位) 秦介撰5 (857 单位) 秦介撰1 (1,111 单位)											
(4) 特定認(1日につき)	知症症	疾患型短期入	b.ユニット型認知症疾 患型短期入所療養介 護費(ii) 〈ユニット型準個室〉 所療養介護費	安小課 (1.17 年位) 要介護3 (1,252 単位) 要介護4 (1,323 単位) 要介護5 (1,393 単位) (760 単位)											
(5) 栄養管理体制加算	(-)管理栄養士	配置加算 (1日につき 12単位	7左加第)	L.		_		_		_	_	<u>-</u>	1	
	(=:)栄養士配置													
(6) 療養食															
(7) 緊急短	明入戸	所ネットワーク加	7算 (1日につき 50単	位を加算)											
(8) 特定診	療費														
	 } :			管理の対象外の算定項目											

[:] 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

1 寮套病床を有する病院における介護療	受他設サー	· C A									
基本部分	夜勤を行う職員の勤務条件 基準を満たさな い場合	入院患者の数 が入院患者の 定員を超える 場合	看護:介護職 員の員数が基 単に満たない 場合 は	注 介護支援専門 異の員数がない 場合	看護師が基準 に定められた看 護職員の員数 に20/100を乗 又じて得た数未満 は の場合	僻地の医師確保計画を届出たも かで、医師の良数が基準に定められた医師の員数 1に60/100を乗じ て得た数未満で ある場合	計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の 員数に60/100	注 常動のユニット リーダーをユニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにおけ る体制が未整 備である場合	注施設基準の区分による療養環境減算	注 医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている場	注 夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による加 算
(1) 康養型介護療養 施設サービス (1) 康養型介護療養 施設サービス (1) 康養型介護療養 施設サービス (1) 審議(61) 分(後(4:1)) を (2) 東介護 (4:1) を (4:1	—25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	- 12単位	×90/100		病院療養 療養 理 一 25単 病院療養 (11)単 (15)単 (15)単 (15)単 (15)単 (15)単 (15)単 (15)単 (15)単 (15)単	—12単位	夜間勤務等看 (I) +23單位 夜間勤務等看 11 +14單位 次間動務等看 11 +7單位
護療養施設サービス費 (1日につき) (二) ユニット型療養型介護 第分護1 (755 単位) 東介護2 (895 単位) 東介護2 (895 単位) マニット型準御室) 東介護3 (1,133 単位) 東介護4 (1,234 単位) 東介護5 (1,325 単位)								×97/100			
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)]							-			
注 外泊時費用	入院患者に対して	て居宅における外沿	自を認めた場合、1月1	こ6日を限度として別	所定単位数に代えて1 E	日につき444単位:	を算定				
注 他科受診時費用	入院患者に対して	て、専門的な診療が	が必要になり、他医療	機関において診療が	が行われた場合、1月に	:4日を限度として	所定単位数に代えて1	日につき444単位	を算定		
注 試行的退所サービス費	入院患者に対して	て居宅における試行	一 一 一 一 の 退所を認めた場合	6、0月につき0日	を限度として1日につき	○○単位を算定	((2)の基本単価に限	る 。)			
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)]										
(5) 退院時(一) 退院 a 退院前後訪問指導加算 指導等加算 時等指導加 (八院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、]										
第 460単位を算定) b 退院時指導加算 (400単位)	注	の実体等に対して	目院外の病薬しの形	道士仁 _ 七祖 △							
(400単位) c 退院時情報提供加算 (500単位)	注	の家族寺に対して3	退院後の療養上の指: を提供した場合	·チと1」ンに場合							
d 退院前連携加算 (500単位)	注		連携し、情報提供とサ	ナービス調整を行った	と場合						
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として											
300単位算定) (6) 栄養管(一) 管理栄養士配置加算	1										
理体制加算 (1日につき 12単位を加算) (二) 栄養士配置加算	4										
(1日につき 10単位を加算) (7) 栄養マネジメント加算	1										
(1日につき 12単位を加算) (8) 経口移行加算	4										
(1日につき 28単位を加算) (9) 経口維持加算(1日 (1) 経口維持加算(I) (28単位)	1										
につき) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位) (10) 療養食加算	4										
(1日につき 23単位を加算) (11) 在宅復帰支援機能加算	<u>]</u> 1										
(1日につき 10単位を加算) (12) 特定診療費	1										
(12) 特定診療質 ※ 医師の ↓ 昌和 雲・は 管 た 第 田 オ ス 提		浦質な楽型	tal >								

[※] 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

				יוספוניאנש ל הו	-	入院患者の数が	1	看護・介護職員の		介護支援専門員	注	看護師が基準に		僻地の医師確保		僻地の医師確保	注 常勤のユニットリー
			基本部分			入院患者の定員 を超える場合	又は	員数が基準に満 たない場合	又は	の員数が基準に 満たない場合	又は	定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じて 得た数未満の場 合	又は	計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	Š	計画を届出たもの 以外で、医師の数 が基準に定められ た医師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満であ る場合	ダーをユニット毎 に配置していない 等ユニットケアに おける体制が未整 備である場合
	大学病	(一) 認知症 疾患型介護療 養施設サービ ス費(I)	a.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (1,005 単位) 要介護2 (1,072 単位) 要介護3 (1,139 単位) 要介護4 (1,207 単位) 要介護5 (1,274 単位) 要介護5 (1,116 単位)				×70/100				×90/100				×90/100	
	院等	看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,318 単位) 要介護5 (1,385 単位)													
		(二) 認知症 疾患型介護療 養施設サービ	a 認知症疾患型介護療養 施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (947 単位) 要介護2 (1,018 単位) 要介護3 (1,088 単位) 要介護4 (1,159 単位) 要介護5 (1,229 単位)													
		ス費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	b.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1,058 単位) 要介護2 (1,129 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,340 単位)													
(1) 認知 症疾患型 介護療養 施設サービ		(三) 認知症 疾患型介護療 養施設サービ	a.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (918 単位) 要介護2 (987 単位) 要介護3 (1,055 単位) 要介護4 (1,124 単位) 要介護5 (1,192 単位)													
ス費 (1日につ き)	一般	ス費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	b.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1,029 単位) 要介護2 (1,098 単位) 要介護3 (1,166 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,303 単位)											ı		
	病院	(四) 認知症 疾患型介護療 養施設サービ ス費(IV)	a認知症疾患型介護療養 施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (902 単位) 要介護2 (969 単位) 要介護3 (1,036 単位) 要介護4 (1,104 単位) 要介護5 (1,171 単位)													
		★費(IV) 看護(4:1) 介護(6:1)	b.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1,013 単位) 要介護2 (1,080 単位) 要介護3 (1,147 単位) 要介護4 (1,215 単位) 要介護5 (1,282 単位)		×70/100				×70/100				-12単位			
		(五) 認知症 疾患型介護療 養施設サービ	a.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (840 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (974 単位) 要介護4 (1.042 単位) 要介護5 (1.109 単位) 要介護5 (951 単位)													
		ス費(V) 経過措置型	b.認知症疾患型介護療養 施設サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護2 (1,018 単位) 要介護3 (1,085 単位) 要介護4 (1,153 単位) 要介護5 (1,220 単位) 要介護1 (○○ 単位)													
(2) 認知 症疾患型 経過型介 護療養施 設サービス	(-)		過型介護療養施設サービス 費(I) 来型個室>					×70/100				×90/100				×90/100	
費 (1日につ き)	(=)		過型介護療養施設サービス 費(Ⅱ) 多床室>	要介護2 (〇 単位) 要介護3 (〇 単位) 要介護4 (〇 単位) 要介護5 (〇 単位) 要介護1 (1,119 単位)													
(3) ュ ニット型認	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	ュユニット型認知症疾患型 介護療養施設サービス費 (i) <ユニット型個室> b.ユニット型認知症疾患型 介護療養施設サービス費 (ii)	要介護2 (1,186 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,321 単位) 要介護5 (1,388 単位) 要介護1 (1,119 単位) 要介護2 (1,186 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,321 単位)													
知症疾患型介護療養施設 サービス費 (1日につき)	_	(二) ユニット 型認知症疾患		要介護4 (1,321 单位) 要介護5 (1,388 単位) 要介護1 (1,061 単位) 要介護2 (1,132 単位) 要介護3 (1,202 単位) 要介護4 (1,273 単位)													×97/100
	般病院	型 介護療養施設	b.ユニット型認知症疾患型 介護療養施設サービス費 (ii) 〈ユニット型準個室〉	要介護5 (1,343 単位) 要介護1 (1,061 単位) 要介護2 (1,132 単位) 要介護2 (1,132 単位) 要介護4 (1,273 単位) 要介護4 (1,273 単位)													
注 身体拘	東廃」	止未実施減算	(1日につき	5単位を減算)	_												
注 外泊時注 他科曼		数 用			入	院患者に対して、専								1日につき444単位 月に4日を限度として			日につき444単位を算
(4) 初期			(1日につき +3	30単位)	定												
(5) 退院 等加算	時指導	(一) 退院時 等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、 460単位を算定) b 退院時指導加算		注												
			c 退院時情報提供加算	(400単位)	注			に対して退院後の療 診療情報を提供した			易合						
			d 退院前連携加算	(500単位)	注			診療情報を提供した 院前から連携し、情			を行	テった場合					
(0)		(入院患者	問看護指示加算 11人につき1回を限度として3	300単位算定)													
(6) 栄養物制加算	管理体	(二) 栄養士酉	(1日につき 12単(立を加算)													
(7) 栄養	マネジ		(1日につき 10単	立を加算)													
(8) 経口科			(1日につき 12単位を														
			(1日につき 28単位を (1) 経口維持加算(I)	(28単位)													
(10) 療者	を食加	箅	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(5単位)													
		支援機能加算	(1日につき 23単位を														
(12) 特定	診療	費	(1日につき 10単位を	:加羿)													
L																	

介護報酬の算定構造のイメージ

介護予防サービス

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
- ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 11 介護予防福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

							注			注	注	注	注	注
		基本部分		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及びの表別の表別の数の数のの数の合計数の数の合計数が入定員を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合 又 は		僻地の医師確保計画を 届出たもので、医準にのの変が定められた医師の変がを準にのの変がを ものがという。 して得た数に ものがある場合 はである場合	僻地の医師確保外の医師を選出たもの以外で、基本のの以外で、基本に医準に 文 節の負数に 60/100を乗じて得ある場合 である場合	常勤のユニットリーダーをユニット年に配置していかない等ユニットケーアにおけを備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置 について医療 法施行規則 第49条の規 定が適用され ている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
	(一) 病院療	a.病院療養病床介護予防短 期入所療養介護費(i)	要支援1 (534 単位)											
	養病床介護予防短期入所療	〈従来型個室〉	要支援2 (667 単位)	— — 25 単位										
	養介護費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床介護予防短 期入所療養介護費(ii)	要支援1 (618 単位)											
	7) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	〈多床室〉	要支援2 (772 単位)											
予防短期入	(一) 症院療		要支援1 (498 単位)											
	養病床介護予防短期入所療	期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援2 (622 単位)											
	養介護費(Ⅱ) 看護<6:1>	b.病院療養病床介護予防短	要支援1 (582 単位)											
	介護<5:1>	期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援2 (727 単位)								病院療養病床 療養環境減算			
	(三) 病院療		要支援1 (473 単位)		×70/100						(I) -25単位 病院療養病床療養病等 (II) -85単位 病院療養病床療養環境減算	10単位	夜間勤務等看 護(I) +23単位	
	(二) 納院療養病床介護予防短期入所療	期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援2 (591 単位)					10₩/-					夜間勤務等看	片道につき
	養介護費(Ⅲ) 看護<6:1>		要支援1 (557 単位)					-12単位				-12単位	護(Ⅱ) +14単位	+184単位
	介護<6:1>	期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援2 (696 単位)										夜間勤務等看 護(Ⅲ)	
(0) ======			要支援1 (〇〇 単位)								療養環境減算 (Ⅲ) -115単位		+7単位	
(2) 病院療養病床経過型介護予防	所療養介護費(〈従来型個室〉	1)	要支援2 (〇〇 単位)								-115年12			
短期入所療養介護費	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入		要支援1 (〇〇 単位)			×70/100	×90/100		×90/100					
(1日につき)	所療養介護費(〈多床室〉	Ι)	要支援2 (〇〇 単位)											
(3) ユニッ	(一) ユニット型	· - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	要支援1 (625 単位)											
ト型病院療 養病床介護	入所療養介護費 〈ユニット型個室		要支援2 (781 単位)											
予防短期入 所療養介護	(二) ユニット型	· - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	要支援1 (625 単位)							×97/100				
費 (1日につき)	入所療養介護費 〈ユニット型準個	₹ (Ⅱ)	要支援2 (781 単位)											
(4) 栄養管 理体制加算	(一) 管理栄養	: 士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	ı		<u>. </u>					J — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				
	(二) 栄養士配	置加算 (1日につき 10単位を加算)												
(5) 療養食	加算	(1日につき 23単位を加算												
(6) 特定診	療費													

: 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[※] 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

									注			—		注	注
						又は	看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	又は	看護師が基準に定められた看護職員 の員数に20/100 を乗じて得た数未 満の場合		僻地の医師確保計画を届出たもので、 医師の数が基準に 定められた医師の 員数に60/100を 乗じて得た数未満 である場合	又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の教が 基準に定められた 医師の負数に 60/100を乗じて得 た数未満である場	常勤のユニットリー ダーをユニット毎に配置していない等ユ ニットケアにおける体 制が未整備である場 合	利用者に対して送 迎を行う場合
	大学病	(I)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (833 単位) 要介護2 (993 単位)			×70/100		×90/100				×90/100		
	院	看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (944 単位) 要介護2 (1,098 単位)											
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	a.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (766 単位) 要支援2 (934 単位)											
		〈一般病院〉 看護〈4:1〉 介護〈4:1〉	b.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (850 単位) 要介護2 (1,039 単位)											
(1) 認知症 疾患型介護 予防短期入		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	a.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (743 単位) 要介護2 (906 単位)											
所療養介護 費 (1日につき)	一般	〈一般病院〉 看護〈4:1〉 介護〈5:1〉	b.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (827 単位) 要介護2 (1,011 単位)											
	病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	a.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (730 単位) 要介護2 (890 単位)											
		(IV) 〈一般病院〉 看護〈4:1〉 介護〈6:1〉	b.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (814 単位) 要介護2 (995 単位)	×70 /100						-12単位				片道につき
		(五) 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費	a.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (668 単位) 要介護2 (828 単位)	×70/100					12千世				+184単位	
		(V) <一般病院> 経過措置型	b.認知症疾患型介護予防 短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (779 単位) 要介護2 (933 単位)											
(2) 認知症 疾患型経過 型介護予防	(-	介護	型介護予防短期入所療養 費(I) 型個室>			×70/100		×90/100				×90/100			
短期入所療 養介護費 (1日につき)	(=	介護	型介護予防短期入所療養 費(II) 床室>	要介護1 (○○ 単位) 要介護2 (○○ 単位)			,6,,,60								
	大学	知症疾患型介護	aユニット型 認知症疾患型 介護予防短期入所療養介 護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (946 単位) 要介護2 (1,101 単位)											
(3) ユニット型認知症疾患を持ちます。	病院	予防短期入所療養介護費(I)	b.ユニット型認知症疾患型 介護予防短期入所療養介 護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (946 単位) 要介護2 (1,101 単位)										×97/100	
防短期入所 療養介護費 (1日につき)	一般	(二) ユニット型認 知症疾患型介護	a.ユニット型認知症疾患型 介護予防短期入所療養介 護費(i) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (857 単位) 要介護2 (1,048 単位)											
	病院		b.ユニット型認知症疾患型 介護予防短期入所療養介 護費(ii) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (857 単位) 要介護2 (1,048 単位)											
(4) 栄養管 制加算	理体	(一) 管理栄養士配 (二) 栄養士配置が	(1日につき 12単位を加 加算											1	
(5) 療養食	加算		(1日につき 10単位を加 1日につき 23単位を加算)												
(6) 特定診	療費														
!				i											

: 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目